

リアリスティック一発合格松本基礎講座ガイドス③

合格者を多数輩出する

リアリスティック勉強法とは？

辰巳法律研究所

松本 雅典 専任講師


辰巳法律研究所

TOKYO・YOKOHAMA・OSAKA・KYOTO・NAGOYA・FUKUOKA

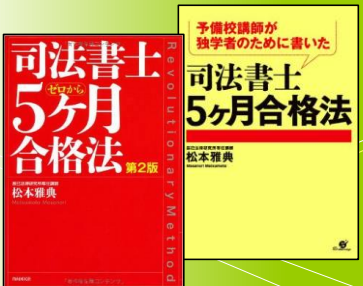
合格者を多数輩出する
リアリスティック勉強法とは？

リアリスティック一発合格松本基礎講座
—松本 雅典—

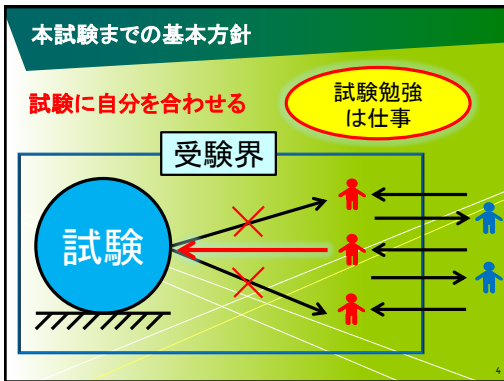
③合格者を多数輩出する
リアリスティック勉強法
とは？

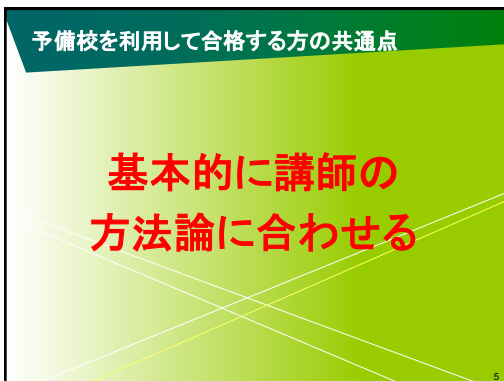


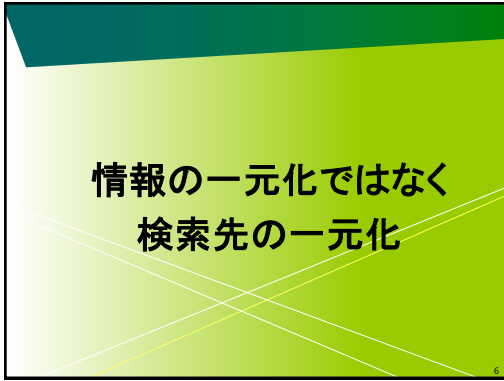
試験で求められることとは？

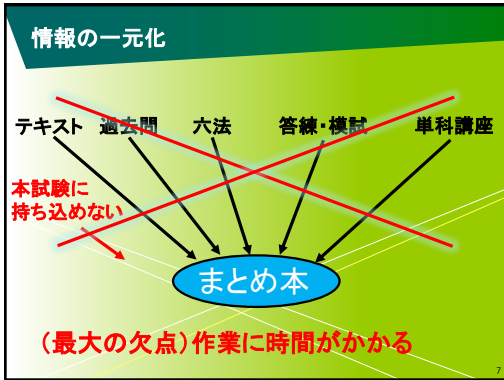


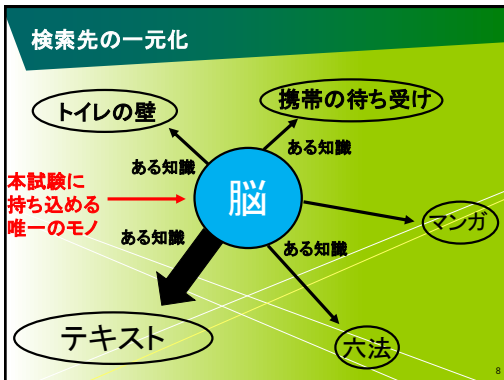












過去問至上主義を脱却

過去問とは？

第11問 民法上の担保物権に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

- × 留置権及び質権は、債務者が相当の担保を提供して、その消滅を請求することができる。
- ① 不動産の先取特権及び抵当権は、当該不動産について所有権を取得した第三者が、先取特権者又は抵当権者の請求に応じて代価を弁済したときは、その第三者のために消滅する。
- ② 不動産根拠権については極度額の定めが必要であるが、動産根拠権については極度額の定めは必要ではない。
- ③ 動産質権は、債務者以外の者が所有する物に設定することができ、不動産質権の先取特権も債務者以外の者が所有する動産に及ぶことがある。
- × 抵当権者及び不動産の質権者は、競売による目的物の売却代金から優先弁済を受けることができるが、不動産の先取特権者は、競売による目的物の売却代金から優先弁済を受けることができない。

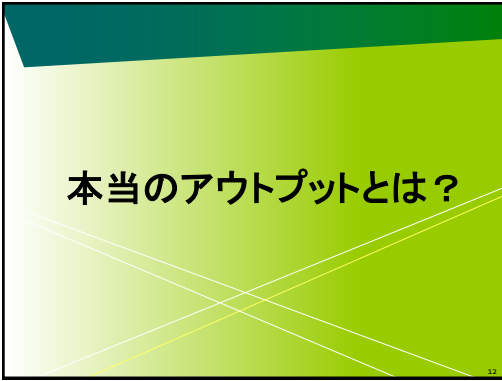
1 アエ ② アオ 3 イウ 4 イエ 5 ウオ

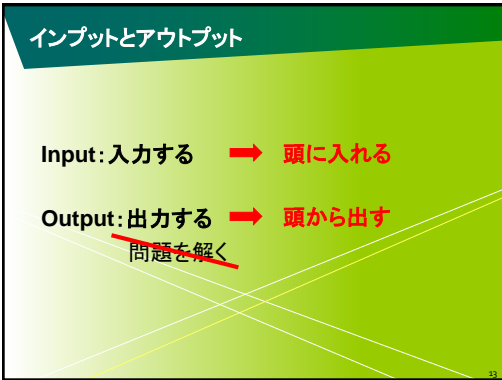
過去問だけで合格できるか？

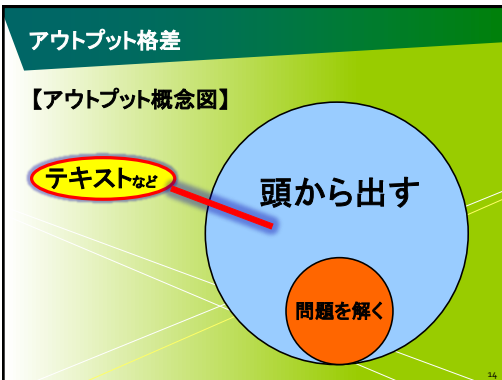
過去問だけでは合格できない



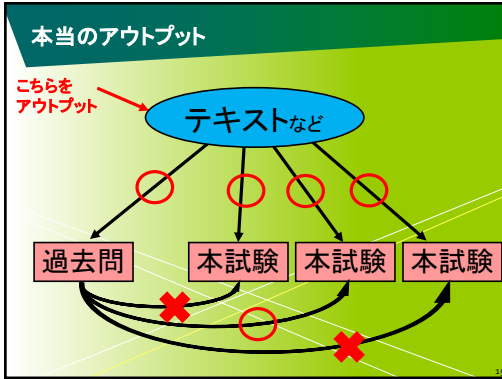
学習の中心はテキスト

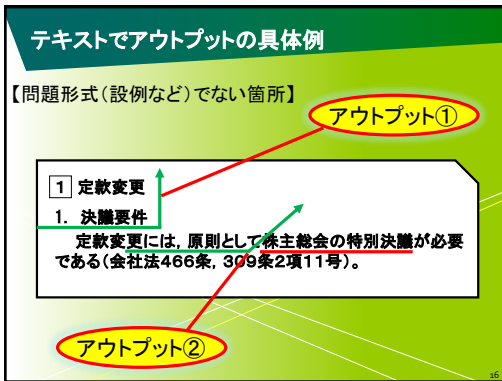






合格者を多数輩出する
リアリスティック勉強法とは？





1. 記憶量の減少

『司法書士5ヶ月合格法』	『予備校講師が独学者のために書いた 司法書士 5ヶ月合格法』
<ul style="list-style-type: none"> ・算数的 Recollect 法 ・Relating・Recollect 法 ・ゴロ合わせ・替え歌 ・こじつけ Recollect 法 ・漢字 Recollect 法 etc. 	<ul style="list-style-type: none"> ・共通する視点 ・クロスワードの原理 ・補助線で Recollect ・法律用語や手続の流れはたとえで ・無理矢理にでもつなぐ ・しりとりを作る etc.

算数的 Recollect 法①

Realistic rule ← 理系の発想

抵当権の処分において、債務者、設定者、その他の担保権者(ex. 中間の抵当権者)の同意は不要です。つまり、抵当権の処分の当事者以外の者の同意は不要です。

(『司法書士試験リアリスティック民法Ⅱ【物権】』P276)

算数的 Recollect 法②

原則と例外 ← 文系の発想

【無権代理と相続の考え方】

(原則)
無権代理行為をした者 → 追認を拒絶できません
無権代理行為をしていない者 → 追認を拒絶できます

(例外)
無権代理人を相続した者がさらに本人を相続した場合

(『司法書士試験リアリスティック民法Ⅰ【総則】』P176～177)

共通する視点(判断基準)①

【テキスト】

共通する視点(判断基準)

【過去問】

共通する視点(判断基準)②

【『have』の意味はいくつもあるの？】

- ・I have a bag.
- ・I had a good time.
- ・I have to go to a school.
- ・I have passed the exam.

21

共通する視点(判断基準)③

【特別養子成立の要件】

- ・(原則)養親は25歳以上(民法817条の4本文)
- ・(原則)養子は6歳未満(民法817条の5本文)
- ・(原則)夫婦がともに養親となる必要あり
(民法817条の3第2項本文)
- ・一方の普通養子でも夫婦がともに養親と
なる必要あり(民法817条の3第2項ただし書)

22

今後の本講座のガイダンス日程—東京

東京本校

- 【第4弾】リアリスティック導入講義 民法の全体像①
4月1日(日)14:00~15:30
- 【第5弾】リアリスティック導入講義 民法の全体像②
4月15日(日)14:00~15:30
- 【第6弾】開講直前ガイダンス「効果的な授業の受け方」
4月29日(日)14:00~15:30

大阪本校

- 【第4弾】リアリスティック導入講義 民法の全体像①
- 【第5弾】リアリスティック導入講義 民法の全体像②
4月14日(土)15:00~18:10

合格者を多数輩出する リアリスティック勉強法とは？

講座	リアリスティック一発合格松本基礎講座
勉強法	『司法書士5ヶ月合格法』
	『予備校講師が独学者のために書いた 司法書士 5ヶ月合格法』
著書	『司法書士試験 リアリスティック民法Ⅰ〔総則〕』
	『司法書士試験 リアリスティック民法Ⅱ〔物権〕』
	『司法書士試験 リアリスティック民法Ⅲ〔債権・親族・ 相続〕』
	『司法書士試験 リアリスティック不動産登記法Ⅰ』
	『司法書士試験 リアリスティック不動産登記法Ⅱ』
記述	『司法書士 リアリスティック不動産登記法 記述式』
	『司法書士 リアリスティック商業登記法〔記述式〕解法』

ネット メディア	『All About』で連載中 http://allabout.co.jp/gm/gt/2754/ 司法書士試験 オールアバウト 検索
	『WoWme (ワオミー)』(クラウドワークス)アンバサダー https://wowme.jp/ambassadors?ref=top_banner_1
ブログ	『司法書士試験超短期合格法研究ブログ』 http://sihouyosisisikenn.jp/ 司法書士 ブログ 検索
Twitter	松本 雅典(司法書士試験講師)@matumoto_masa https://twitter.com/matumoto_masa 司法書士試験Twitter 検索

辰 巳 法 律 研 究 所

- 東京本校：〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4-3-6
TEL03-3360-3371（代表） ☎ 0120-319059（受講相談）
<http://www.tatsumi.co.jp/>
- 横浜本校：〒221-0835 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-23-5 銀洋第2ビル4F
TEL045-410-0690（代表）
- 大阪本校：〒530-0051 大阪市北区太融寺町5-13 東梅田パークビル3F TEL06-6311-0400（代表）
- 京都本校：〒604-8187 京都府京都市中京区御池通東洞院西入る笹屋町435
京都御池第一生命ビルディング2F TEL075-254-8066（代表）
- 名古屋本校：〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-23-3 第2アスタービル4F TEL052-588-3941（代表）
- 福岡本校：〒810-0001 福岡市中央区天神2-8-49ヒューリック福岡ビル8F TEL092-726-5040（代表）
- 岡山校：〒700-0901 岡山市北区本町6-30 第一セントラルビル2号館8階 穴吹カレッジキャリアアップスクール内
TEL086-236-0335